

## 有明海及び八代海の再生に関する基本方針の概要

平成15年2月  
 総務部 農林水産省  
 文部 林業省  
 経産 国土交通省  
 国 環境省

## 1. 基本的な指針

## (1) 趣旨

## (2) 目標

## イ 海域の環境の保全及び改善

- ・ 水質環境基準の達成・維持
- ・ 赤潮の発生及び貧酸素水塊の発生の抑制による多様な生態系の回復
- ・ 干潟等の保全、修復・造成

## ロ 水産資源の回復等による漁業の振興

- ・ ノリ・魚類養殖等：漁場の収容力を適正に利用した安定的・持続的生産
- ・ 採貝等海面漁業：生産量減少の原因究明と生産量の回復
- ・ 有明海特産種等：適切な保存・管理

## (3) 再生のための施策

## イ 水質等の保全

## 汚濁負荷の総量の削減に資する措置

- ・ 汚濁負荷量の定量的把握と地域の実情に応じた総量削減措置の実施
- ・ 汚濁負荷の実態を踏まえた新たな総量削減の方策の検討

## 生活排水対策等

- ・ 流域別下水道整備総合計画の早期策定と下水道整備の促進
- ・ 浄化槽、農業集落排水施設等各種生活排水処理施設の整備の促進
- ・ 高度処理施設の設置の推進 等

## 工場・事業場の排水対策

- ・ 水質汚濁防止法に基づく排水規制の実施
- ・ 工場・事業場の排水処理施設の整備及び処理の高度化の促進 等

## 農業・畜産・養殖漁場対策

- ・ 環境保全型農業の推進、施肥管理等の適正化
- ・ 家畜排せつ物の適切な管理、たい肥化施設等の整備の促進
- ・ 養殖餌料の改善、放養密度や施設配置の適正化 等

## 海域等の直接浄化対策

## 漂流物の除去等

- ・ 調査観測兼海面清掃船等による回収処理の推進、投棄の取締り強化、海浜清掃の実施 等

## 覆土・しゅんせつ等による底質の改善

- ・ 覆土、しゅんせつ、海底の耕うん等の推進

## その他

### 有害化学物質等の規制及び把握等

- ・ 水質汚濁防止法等に基づく排水規制、底質のしゅんせつ等の対策の実施  
水質等の監視測定
- ・ 監視測定施設の整備、調査観測兼清掃船の活用等による監視測定体制の拡  
充 等

## ロ 干潟等の浄化機能の維持及び向上

- ・ 干潟等が海域の水質浄化機能という重要な役割を果たしていることにかんがみ  
極力保全
- ・ 干潟等の消失等の状況に応じた修復、土砂等を活用した造成 等

## ハ 河川における流況の調整及び土砂の適正な管理

### 河川における流況の調整

- ・ 流況の定期的な把握とダム貯留水を利用した流況の調整

### 河川における土砂の適正な管理

- ・ 河川管理上の実情を踏まえた砂利採取量の削減、総合的な土砂管理方策の検  
討

## ニ 河川、海岸、港湾及び漁港の整備

### 河川の整備に関する事項

- ・ 水質汚濁が著しい河川における直接浄化施設の整備、河口部における干潟等  
の保全・回復 等

### 海岸の整備に関する事項

- ・ 海岸利用及び海岸環境の保全に配慮した海岸保全施設等の整備

### 港湾の整備に関する事項

- ・ 汚泥のしゅんせつ、航路しゅんせつで生じた土砂の活用等による覆土、水質  
浄化施設の整備等による水環境の改善、干潟・藻場の保全・再生、水質保全等  
に配慮した港湾施設の整備

### 漁港の整備に関する事項

- ・ 大きな潮位差等の地域特性、周辺環境との調和を図りつつ、漁港施設の整備、  
泊地・航路の水深の確保、漁港水域環境の改善等を実施

## ホ 森林の機能の向上

- ・ 森林の適正な保全・整備の推進により、その多面的機能を将来にわたり持続的  
に発揮

## ヘ 漁場の生産力の増進

### たい積物の除去、覆土、耕うん等

- ・ 漁港漁場整備事業によるたい積物の除去、覆土、しゅんせつ、作れい、耕う  
ん、藻場・干潟の造成 等

- ・ 事業効果の持続性等を高めるための技術開発

### 海浜の清掃

## ト 水産動植物の増殖及び養殖の推進

### 増殖の推進

#### 水産動物の種苗の放流

- ・ 種苗生産・育成等の技術開発
- ・ 放流効果を高めるため、共同放流事業の実施、漁場の整備・保全等の関連事業との連携を図り、放流の方法・時期等について十分検討

#### 資源管理の推進

- ・ 資源管理型漁業の推進、漁業規制（休漁期間、禁漁区等）や漁業許可・漁業権制度の的確な運用

### 養殖の推進

#### 漁場環境に配慮した養殖の推進

- ・ 養殖漁場の改善、環境収容能力に応じた養殖の実施、持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画の策定 等
- ・ ノリ養殖につき適切な漁場利用を含めて養殖生産のあり方を検討

#### 酸処理剤の適正な使用等

- ・ 使用に当たって海域の環境の保全、生産物の健全性等に適切に配慮
- ・ 陸上及び漁場全体をカバーする監視・巡回体制を強化し、より適正な使用等を推進

#### 漁場の施設の整備

- ・ 魚礁の整備
- ・ 増養殖施設等の整備

## チ 有害動植物の駆除

- ・ トビエイ等の有害動植物につき、発生状況等のモニタリング、漁業者等への関係情報の周知、駆除 等

## リ 調査研究等の推進

### 調査研究の実施

- ・ 干潟と海域の環境との関係
- ・ 潮流、潮汐等と海域の環境との関係
- ・ 流入する水の汚濁負荷量と海域の環境との関係
- ・ 流入する河川の流況と海域の環境との関係
- ・ 土砂の採取と海域の環境との関係
- ・ 赤潮、貧酸素水塊等の発生機構
- ・ 赤潮の防除及び予察技術の開発
- ・ 環境と水産資源との関係
- ・ その他海域の環境に関する調査研究 等

### 調査研究体制の整備等

- ・ 国、関係県等の調査研究機関において、中心となる調査研究機関等を定めるとともに、総合的な調査研究の実施に当たり相互の連携、役割分担等を協議する場を設置
- ・ 研究成果等の情報交換を円滑に実施するためのネットワーク及びデータベースの構築 等

又 その他の重要事項

海域の環境の保全及び改善

- ・ 開発行為に当たっての配慮  
環境影響評価法等に基づく環境影響評価に当たって、環境への影響の回避・低減及び適切な代償措置の検討、地域住民の意見の適切な反映
- ・ 自然公園等の保全
- ・ 海砂利採取に当たっての配慮  
あらかじめ環境影響を調査しその結果を踏まえた対応、最小限の採取量・環境影響の少ない方法で採取 等
- 漁業の振興に関する事項
- ・ 共同利用施設の整備
- ・ 生活環境の整備
- ・ 赤潮等の漁業被害に係る支援 等
- 県計画達成のための配慮
- ・ 地方債についての特別の配慮、必要な資金の確保 等
- 知識の普及と情報開示
- ・ 地域の住民等の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚
- ・ 施策実施に当たっての透明性の確保、実施状況、効果等の適切な把握・評価 等

2. 県計画の策定に関する基本的な事項

- (1) 海域の環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興のための事項
- ・ 1の基本的な指針を踏まえつつ各県において講じるべき施策について、可能な限り具体的に記述

(2)(1)の事項に係る事業の実施に関する事項

- イ 下水道、浄化槽その他排水処理施設の整備に関する事業
- ロ 海域の環境の保全及び改善に関する事業
- ハ 河川、海岸、港湾、漁港及び森林の整備に関する事業
- ニ 漁場の保全及び整備に関する事業
- ホ 漁業関連施設の整備に関する事業

(3) 調査研究に関する事項